

## 利用規約

### 第1条（名称）

本規約は、I-Fit（以下総称して「本クラブ」という）の会員並びに本クラブに入会しようとする方に適用します。

### 第2条（運営）

クラブの運営・管理（会員資格の得喪、会費・クラブ諸費用、規約の改定等の決定を含む）はI-Fitが行います。

### 第3条（目的）

本クラブは、全会員及び利用者が施設を利用し健康増進を図り、会員相互の親睦並びに地域社会における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

### 第4条（入会資格）

- ・ 第3条に記載の目的に賛同し、本規約に同意いただける方。
- ・ 健康状態に関して、医師から運動を禁止されていない方。
- ・ 感染症および感染性のある皮膚病をお持ちでない方。
- ・ 刺青、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）のある方で、クラブ内（館内のみならず駐車場、駐輪場、その他の敷地を含む）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意いただける方。
- ・ 暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物異常者でない方。
- ・ 妊娠をされていない方。
- ・ クラブ会員として、マナーやモラルを守れる方。
- ・ 他クラブより除名等の通知を受けていない方。
- ・ 外国籍の方は日本語が流暢で、日本のマナーを理解し、本規約が理解できる方。
- ・ 15歳以上の方（但し親権者が本クラブ会員であり、その紹介であれば13歳（中学1年生）から利用できる。親権者が退会した際15歳以下であれば同時に退会するものとする。

#### 【18歳未満（高校生以下）の場合】

- ・ 親権者の同意書の提出が必要となります。  
※お手続きはスタッフアワー内にご来店願います。
- ・ 利用できるのは9時～21時のみとします。
- ・ 利用ルール、マナーなど一般会員同様の対応となり、違反等があった場合には、除名となる場合があります。

### 第5条（会員の種類）

- ・ クラブ会員の種類は、当ホームページに示す通りとします。
- ・ 本クラブは必要に応じて会員の種類を新設あるいは廃止する事が出来るものとします。

### 第6条（入会手続）

- ・ 本クラブの会員資格取得は本規約に同意いただき、所定の手続きを終了した時となります。
- ・ 本クラブに入会する方は、店舗にて最終入会手続を行い、本クラブの承認を得た上、クラブの定める入会金

事務手続き料、オプション、会費等（以下「諸会費」という）を所定の方法でお支払いただきます。

尚、一旦支払をされた当該諸会費は返還しないものとします。

- ・ 会員取得初月度は月額会費から日割料金を適用し、以降は本クラブが定める月額会費を引落しさせていただきます。
- ・ 入会手続き完了後の入会取り消しはできかねます。入会後の退会手続きは本規約第14条に基づき行わせていただきます。
- ・ 契約期間は、月単位で本クラブが別途定めた期間とし、所定の退会手続きが完了するまでは自動更新となります。

#### 第7条（除名）

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、除名することができます。

- ①本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月滞納したとき。（その際、滞納された会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- ②本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- ③本規約、その他本クラブが定める規則に明らかに違反したとき。
- ④本クラブの名誉、信用を毀損し、又は秩序を乱したとき。
- ⑤入会書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ⑥会員として品位を損なうと認められる言動・行動が合った場合。
- ⑦伝染病等、他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患したとき。
- ⑧その他、本クラブが社会通念上、クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員は、退会、除名、死亡および失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。資格を喪失した場合には、第11条に規定する会員証、その他クラブから貸与されている物品がある場合には、速やかに返還しなければなりません。

#### 第9条（会員資格の譲渡禁止等）

会員資格は他に譲渡（相続を含みます）あるいは貸与できません。

#### 第10条（妊娠）

妊娠が認められた場合には、母子の安全のため、速やかに退会手続きをとらねばなりません。（妊娠による退会の場合は、契約期間に関わらず違約金は発生しないものとする。）

#### 第11条（会員証）

本クラブは、会員証の発行は行っておりません。ご入会時にアプリかお手持ちのICカード（Suica、PASMO、nanaco等）でセキュリティーキーの登録をしていただきます  
スマートフォン、ICカードをお持ちでない方は本クラブにてICカードを発行させていただきます。（別途、1500円(税抜)を頂戴いたします。）

#### 第12条（会費等の支払）

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費、金額、支払期限、支払い方法等は本クラブが定めるものとします。諸会費決済が行われていない会員に対して、本クラブは決済が完了するまで一時的に本クラブの全部または一部施設の利用を差し止めることができるものとします。

#### 第13条（会費の返金）

一旦納入していただいた諸会費は、本規約、入会契約もしくは法令の定めまたは本クラブが認める止むを得ない理由がある場合を除き、返金いたしません。

#### 第14条（退会）

会員は、退会希望月の1日から10日までに本クラブ所定の「退会届」を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受付いたしません。期日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末付けの退会となります。尚、会社が「退会届」を受理しない限り、会費支払義務は発生するものとします。

#### 第15条（復会）

会員は、一度退会した場合、再度入会することができます。（復会）その場合、入会金・事務手数料は別途必要です。

#### 第16条（諸規則の遵守）

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本規約および施設利用約款を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従っていただきます。

#### 第17条（変更事項の届出）

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。

#### 第18条（本クラブの免責）

クラブ内で発生した盗難・傷害その他事故については、本クラブは一切の責任を負わないものとし、会員がクラブで施設利用中、会員の責任に帰すべき人的・物的事故により会員が受けた損害に対しても、本クラブは一切の責任を負いません。

#### 第19条（会員の損害賠償責任）

- ・会員はクラブの施設利用中、自己の責任に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
- ・加害者が法人会員の場合、利用者と登録法人が連帯して責任を負うものとします。

#### 第20条（施設の閉鎖、利用制限）

次の場合、本クラブの施設の全部または一部を閉鎖、もしくは利用を制限することができます。

①事故、天災等、開場が適切でない場合。

- ②施設の修理又は改装。
- ③季節休館日。
- ④その他、本クラブが運営管理上必要と認めた場合。
- ⑤特別行事を開催する場合。

#### 第21条（放置物の取り扱い）

本クラブにおける退会・除名後の放置物について、会社は1ヶ月間保管するものとし、その間に受け取りが無い場合、会員は一切の権利を放棄したものとし、クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、本クラブは上記期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

#### 第22条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

#### 第23条（諸会費等の変更）

- ・本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸会費を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。
- ・利用者が支払う月会費等について変更がある時、本クラブは一ヶ月前までに利用者へこれを告知します。

#### 第24条（告知方法）

- ・告知方法は本クラブ館内を最優先で告知するものとし、ホームページ、SNSでの告知を追加で行う場合もあるものとする。
- ・その他本クラブが必要と判断した場合は、入会時に届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。

#### 第25条（規約の改定）

本クラブは必要に応じて本規約及びその他本クラブが定める諸規則を改定することができます。改定された規約は本クラブ所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後当該告知がなされた本クラブの全会員に適用されるものとします。

#### 第26条（告知方法）

本規約及び本クラブの定める諸規則に関する告知は、ホームページ及び本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。

#### 第27条（発起）

本規約は、2024年1月12日より効力を発します。